

# 首都直下地震モデル検討会において検討された 震度分布・浸水域等に係るデータ利用規程

## 第1条 公開の目的

データの公開は、地震・津波対策の計画の策定、避難計画の検討および将来の防災技術の発展等に資することを目的とする。

## 第2条 データの性格

公開データは、検討時点における調査研究成果や知見を踏まえて作成されたものであるが、今後の調査研究の進展により逐次見直されるべきものである。

地震動データは、地震動の影響に評価するために、約 1km×1km のメッシュ単位で作成したものであり、当該のメッシュ内の細かな地形、地質の変化の反映や、工学的基盤における想定加速度波形(2E 波形)と実際の記録における比較などを詳細に検討したものではなく、詳細な地震動の検討には馴染まないものである。また、概ね3秒より短い周期の地震動を対象としており、いわゆる長周期地震動については別途検討が必要である。

津波データは、津波の影響を広域的に評価するため、沿岸域を 10m×10m のメッシュ単位で想定したものであることから、これよりも小さなスケールの地形の変化を詳細に反映したものではない。

なお、今回、10m メッシュでの津波の浸水域・浸水深等を推計するため、最新のレーザープロファイラー等のデータを収集・整理し、10m メッシュでの地形データや堤防データ等を作成したが、このデータは必ずしも各地域の地形や堤防の高さ等を正確に反映しているとは限らない。今後、各地域で活用するに当たっては、これらの点にも留意し、必要に応じ点検・修正し活用されたい。

## 第3条 転載・引用に当たっての注意事項

利用者は、公開データを利用して他の作成資料などに転載・引用する場合には、「内閣府 首都直下地震モデル検討会」と出典を明記のこと。

## 第4条 利用の制限

利用者は、公開データを、次の各号において制限される場合を除き、編集・加工し、その成果物を自由に頒布、譲渡、貸与することができる。

- 一 公開データをそのまま複製（ファイル形式を変換しての複製を含む）して、第三者に頒布、譲渡することを禁じる。
- 二 関係法令への抵触、その他、他人の権利を侵害するなどの公序良俗に反する目的、手段、方法での公開データの利用を一切禁じる。

## 第5条 免責事項

公開データの利用目的および方法については、利用者の判断と責任に委ね

られており、内閣府（防災担当）は一切関与しない。事由の如何を問わず、公開データの利用により利用者又は第三者に生じた損害については、利用者がその全ての責任を負うものとする。

< 現在提供中のデータ >

・ 強震断層モデルに関するもの

- (1) 計測震度（表層震度増分 dI、avs30 含む）、液状化指数（PL 値）、液状化沈下量データ
- (2) 深い地盤構造モデル
- (3) 強震断層パラメータ（小断層の経度緯度、深さ、走向、傾斜角、すべり角等）
- (4) 工学的基盤（ $V_s=350\sim700\text{m/s}$  相当層）における強震動(加速度)波形

・ 津波断層モデルに関するもの

- (1) 地形データ(水深および標高の地形データ)
- (2) 粗度データ(Manning の粗度係数のデータ)
- (3) 堤防データ(堤防の配置と高さを与えるデータ)
- (4) 初期水位データ(断層によるコサイスマミックな地殻変動量(上下方向)のデータ)
- (5) 津波断層パラメータ(小断層の緯度経度、深さ、走向、傾斜角、すべり角等)
- (6) 海岸における津波高・津波到達時間
- (7) 陸域における津波浸水深データ
- (8) 津波波形

・ その他

- (1) 全国震度増分データ